

神奈川県県税条例施行規則（昭和 45 年神奈川県規則第 43 号）新旧対照表

新	旧
<p>第 1 条～第 6 条（略） （徴収金の納付又は納入）</p> <p>第 7 条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割は、納税者が電子情報処理組織を使用して法第 160 条第 1 項の規定による申告書の提出を行う場合（当該電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第 7 条若しくは第 13 条の規定による登録の申請を行い、又は同法第 67 条第 1 項の規定による自動車検査証の<u>変更記録</u>を受ける場合に限る。）には、地方税共同機構から得た納付情報により納付するものとする。</p> <p>7・8（略）</p> <p>第 7 条の 2～第 34 条（略）</p>	<p>第 1 条～第 6 条（略） （徴収金の納付又は納入）</p> <p>第 7 条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割は、納税者が電子情報処理組織を使用して法第 160 条第 1 項の規定による申告書の提出を行う場合（当該電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第 7 条若しくは第 13 条の規定による登録の申請を行い、又は同法第 67 条第 1 項の規定による自動車検査証の<u>記入</u>を受ける場合に限る。）には、地方税共同機構から得た納付情報により納付するものとする。</p> <p>7・8（略）</p> <p>第 7 条の 2～第 34 条（略）</p>